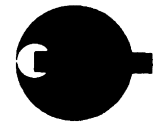


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示(情報システム課)

○歳入の収納事務の委託(会計局会計課)

○平成十九年奈良県告示第五百二十二号(奈良県収納代理郵便官署の指定の一部改正(会計局会計課))

○一般競争入札の実施(道路建設課)

○右同

○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(道路建設課)

## 告示

奈良県告示第五百五十七号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等(知事に係るものに限る。)について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年三月奈良県規則第四十三号 第三条の規定)により次のとおり告示する。

平成十九年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

名称		根拠となる法令又は条例等の名称及び条項	対象手続等の名称
一 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)	第十一条第二項	理容所の廃止の届出	理容所の廃止の届出
二 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)	第五条第三項	クリーニング所又は無店舗取次店の廃止の届出	クリーニング所又は無店舗取次店の廃止の届出
三 美容師法(昭和三十一年法律第六十三号)	第十一条第二項	美容所の廃止の届出	美容所の廃止の届出
四 計量法(平成四年法律第五十一号)	第二十五条第一項又は第二百一十条第一項	定期検査等に代わる計量士による検査を行う旨の届出	計量士の業務に関する届出 届出修理事業者の業務に関する報告

五 公衆浴場法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十七号)	第四条	浴場の廃止(営業の全部の廃止に限る。)の届出	計量証明事業者の業務に関する報告
六 旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)	第四条	旅館業の廃止(営業の全部の廃止に限る。)の届出	適正計量管理事業者の業務に関する報告

二 適用日  
平成十九年十一月一日

奈良県告示第五百五十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 収納を委託した歳入  
県営住宅の使用料のうち、県営住宅を退去した者が滞納している使用料
- 二 受託者の名称及び所在地  
名称 ニッテレ債権回収株式会社  
所在地 東京都港区芝浦三丁目一六番一〇号
- 三 委託事務の取扱開始日  
平成十九年十月一日

奈良県告示第百五十九号

平成十二年二月奈良県告示第五百二十号(奈良県収納代理郵便官署の指定)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 中 「奈良中央郵便局 大阪貯金事務センター」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

公 告

建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。)第百六十七條の五第二項及び第百六十七條の六第一項の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格の事前公表を行う土木工事です。

平成十九年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一 競争入札に付する事項

- 一 工事名 一般国道三〇八号 交通運搬推進事業(国道結節点改築) 工事

(仮称) 大宮高架橋橋梁上部工その二

工事番号 第二一〇一橋一五号

- 二 工事場所 奈良市宝来町から菅原町まで

- 三 工事概要 工事延長 L二七二m

橋梁上部工 三橋

三径間連続鋼床版箱桁橋 L二五四m

三径間連続鋼床版箱桁橋 L二二二m

四径間連続鋼床版箱桁橋 L二一七m

- 四 工事期間 第四の七の奈良県議会の議決後約十二箇月間

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、鋼橋(上部工)の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第三の五に定める技術提案書を

提出した者が、この入札に参加することができます。

一次の条件をすべて満たしていること。

- 1 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十五条の規定による鋼構造物工事の特定建設業の許可を受けている者であること。

- 2 施行令第百六十七條の四の規定に該当する者でないこと。

- 3 技術提案書の提出期限の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置(以下「指名停止」といいます。)(を受けていないこと。

- 4 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者資本又は人財面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社オオバ

所在地 東京都目黒区青葉台四一四二二一〇一

名称 株式会社バスコ

所在地 東京都目黒区東山一〇一二二

- 5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和二十七年法律第百七十七号。以下「旧法」といいます。))第三十条に規定する更生手続開始の申立てを含まず、(をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含まず。)(を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- 6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十五号)第十二条

- 7 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされな

- 8 建設業法第二十七條の二十二第一項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。))の結果における鋼橋上部工事の総合評価値が九〇点以上であり、かつ、自社工場を所有する者のうちこの工事と同種かつ同規模以上の元請施工実績を有するものであること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が二〇%以上、その他の構成員にあつては〇%以上の場合に限ります。

- 9 経営事項審査の結果における鋼橋上部工事の平均完成工事高消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額が予定価格以上であること。

- 10 この工事に係る技術提案が適正であること。

- 11 この条件をすべて満たす技術者をこの工事をを行う期間専任で一名以上配置できると。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置でき

- 12 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- 13 過去十五年以内に竣工した鋼橋上部工事の従事経験を有する者であること。

- 14 入札の申込みの日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。

- 15 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

第三 入札手続等

- 一 入札説明書の交付期間及び交付場所等

- 1 交付期間 平成十九年十月三十一日(水)から同年十一月二十日(木)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)(の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除きます。)(

- 2 交付場所 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町二〇番地 奈良県土木部道路建設課総務契約係(奈良県分庁舎六階) 電話 〇七四二二七四九三(直通)

- 3 費用 無償とします。

- 4 その他 入札説明書は、奈良県ホームページにも掲載しています。

二 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を知事に提出し、開札時に競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。  
なお、詳細は、入札説明書によります。

三 設計図書等の閲覧

1 日時 平成十九年十一月一日(木)午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

2 場所 〒六三〇一八三〇三 奈良市南紀寺町二丁目二五番地  
奈良県奈良土木事務所会議室

四 設計図書等の貸与

1 日時 平成十九年十一月二日(金)から同月二十二日(木)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)

2 場所 〒六三〇一八三〇三 奈良市南紀寺町二丁目二五番地  
奈良県奈良土木事務所会議室

五 技術提案書の提出期限等

1 入札参加者は、知事の定める様式により、入札説明書を参考として、適切な施工計画を立案し、次の内容を示した技術提案書を知事に提出すること。  
(一) 技術提案に係る項目

(二) 企業の施工能力等

2 提出期限 平成十九年十一月二十二日(木)午後四時まで

3 提出場所 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地  
奈良県土木部道路建設課総務契約係(奈良県分庁舎六階)

4 提出部数 各二部

5 提出方法 持参に限りません。

6 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

7 技術提案に関するヒアリング等 日時等については、別途通知します。

8 技術提案書の記載内容が適正でなく(未記載を含みます。)、採用されない旨

の通知を受けた者は、この入札に参加することができません。

六 入札の系統及び開札の日時等

1 入札書は、郵便により提出すること。

郵便は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「一月十日開札 一般国道三〇八号交通連携推進事業(国道結節点改築) (仮称 大宮高架橋橋梁上部工の二) 第二一―橋一五号 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県土木部道路建設課長あての親展として、平成二十年一月九日(水)午後五時まで(期限までに到着したのみ有効)に一の二に定める場所へ到着するようにしなければなりません。

2 開札の日時 平成二十年一月十日(木) 午前十一時

3 開札の場所 奈良市登大路町三〇番地  
奈良県分庁舎五階 第五〇会議室

七 入札に係る金額の記入方法  
入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五〇に相当する額を加算した金額(当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

八 入札執行回数  
入札執行回数は、一回とします。

九 その他

一 入札保証金及び契約保証金  
入札保証金は、免除します。

二 契約保証金は、奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)第十九条に定めるところによります。

三 入札者に要求される事項  
入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

四 入札の無効

第二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

四 契約書作成の要否  
要し。

五 落札者の決定方法等

1 総合評価の方法及び落札者の決定基準  
この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。

(一) 入札参加者の「標準点」を二〇〇点とし、技術提案による「加算点」の最高点を二〇〇点として評価するものとします。

(二) 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目	技術提案に係る項目		評価項目
	項目	項目	
企業の施工能力等 (六〇点)	企業の施工能力	社会的要請の対応に関する項目	安全かつ効率的な築設方法の提案 周辺生活環境に配慮した施工方法の提案
		企業の施工能力	工事成績評定点及び表彰実績
者の能力	配置予定技術者の能力	技術提案に関する項目	連続鋼箱桁橋についての、初期性能の持続性及び構造物の維持管理性を考慮した施工時の創意工夫の提案
		同種工事の施工経験及び技術者表彰実績	

社会貢献・地域貢献	災害協定の締結及び災害・ボランティア活動
実績	

(三) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と右記によつて得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもつて行います。

(四) 詳細は、入札説明書によります。

2 落札者の決定方法等

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第三の五の1の技術提案書の内容が適正である者のうち、1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によつては落札者とならない場合があります。

なお、調査基準価格を下回る入札を行った者は、別途定める要領に規定する書類を開札の日から起算して八日以内(日曜日及び土曜日を含む。)に入札執行者に提出するとともに、契約審査会が行う事情聴取に応じなければなりません。当該書類が提出されない場合及び事情聴取に応じない場合は、失格となります。

また、評価値の最も高い者が、一者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

六 別に配置を求める技術者

1 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、八の2で定めるところにより設定された調査基準価格を下回った価格をもつて契約する場合において、落札者が奈良県土木部発注工事で、開札の日から過去二年以内に完成あるいは開札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、第二の二の1、3及び4に定める要件を満たさず技術者を、専任で一名現場に配置しなければなりません。

(一) 六五点未満の工事成績評定を通知された場合

(二) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損

害賠償を請求された場合(軽微な手直し等は除く。)

(三) 品質管理又は安全管理に関し、指名停止を受け、又は事業担当課長、出先機関の長若しくは総括監督員から書面により警章若しくは注意の喚起を受けた場合

(四) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合

2 当該技術者は、施工中は、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとし、

3 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に事業担当課長又は出先機関の長に通知してください。

七 本契約の成立

1 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

2 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。

八 予定価格の額及び調査基準価格の算出方法

1 この工事の予定価格は、一、〇四六、七三二、三五〇円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。

2 この工事の調査基準価格は、次の算式により設定されます。ただし、この算式により算出された金額が、予定価格の一〇分の八・五を超える場合は、予定価格に一〇分の八・五を乗じて得た額とし、予定価格の三分の二に満たない場合は、予定価格に三分の二を乗じて得た額とします。

$$\text{調査基準価格} = (\text{調査「標準点」} + \text{技術「標準点」} + \text{品質「標準点」} + \text{安全「標準点」}) \times 1/5 \times 1.05 / 1.00$$

九 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部道路建設課総務契約係(奈良県分庁舎、階)

電話 〇七四二二一七四九三

十 技術提案書に関する問い合わせ先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部道路建設課技術審査係(奈良県分庁舎、階)

電話 〇七四二二一七四九四  
十一 その他  
詳細は、入札説明書によります。

建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。)第百六十七条の五第二項及び第百六十七條の六第一項の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格の事前公表を行う土木工事です。

平成十九年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一 競争入札に付する事項

一 工事名 一般国道二六八号 地域連携推進事業(国道改築(仮称川津第一トンネル))

工事番号 第二一四改一三号

二 工事場所 吉野郡十津川村高津

三 工事概要 工事延長

トンネル工(NATM) L116.16m

道路改良工 L119.2m

四 工事期間 第四の七の奈良県議会の議決後約一十七箇月間

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者三者又は四者で構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」といいます。)であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第二の二に定める競争入札参加資格の承認を受け、第三の五に定める技術提案書を提出した共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、共同企業体を構成する建設業者(以下「共同企業体構成員」といいます。)は、二以上の共同企業体の構成員となることとはできません。

なお、共同企業体構成員の半数以上は、奈良県内に本店を有する者であることとします。

一 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

1 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十五条の規定による土木工事の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第六十七号の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置(以下「指名停止」といいます。)を受けていないこと。

4 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 サンコーコンサルタント株式会社  
所在地 東京都江東区亀戸一丁目八番九号

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)以下「旧法」といいます。)第三十条に規定する更生手続開始の申立てを含まず(を)していない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含まず(を)受けた者)については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

8 共同企業体構成員のすべてが、それぞれの立場に応じて要求されるすべての条件を満たしていること。

(一) 代表者

(1) 奈良県内に本店又は営業所(建設業法第三条の規定によるものであって、かつ、当該営業所が本店に対する競争入札参加資格を有するものに限る。以下同じ。)を有していること。

(2) 建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。)の結果における土木一式工事の総合評価値が、二五〇点以上で、土木一式工事の平均完成工事高(消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額)が予定価格の三分の二以上であること。

(3) 過去十年以内に竣工したNATM工法によるトンネル工事の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が二〇パーセント以上、その他の構成員にあつては出資比率が一〇パーセント以上の場合に限ります。

(4) 次の条件をすべて満たす監理技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。  
イ 過去十年以内に竣工したNATM工法によるトンネル工事の従事経験を有する者であること。

ウ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証明書」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

エ 入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。

(二) 代表者以外の共同企業体構成員の二者

(1) 奈良県内に本店又は営業所を有していること。

なお、奈良県内に本店を有する者にあつては、平成十八・十九年度の奈良県建設工事等競争入札参加資格の土木一式工事がA等級Aグループとして位置づけられている者であることとし、奈良県内に営業所を有する者にあつては、経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評価値が、二〇〇点以上であること。

(2) 経営事項審査の結果における土木一式工事の平均完成工事高(消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗

じて得た額)が予定価格の構成員数分の二以上であること。

(3) 過去十年以内に竣工したNATM工法によるトンネル工事の元請実績を有すること(特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が二〇パーセント以上、その他の構成員にあつては出資比率が一〇パーセント以上の場合に限ります。)。ただし、奈良県内に本店を有する者にあつては、奈良県が実施するNATM工事技術講習修了者で技術講習終了整理簿に登録されている者を有することも可し。

(4) 次の条件をすべて満たす監理技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。  
イ 過去十年以内に竣工したNATM工法によるトンネル工事の従事経験を有する者であること。ただし、奈良県内に本店を有するものにあつては、奈良県が実施するNATM工事技術講習修了者で技術講習終了整理簿に登録されている者でも可とする。

ウ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証明書」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

エ 入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。

(三) それ以外の共同企業体構成員

(1) 奈良県内に本店を有し、平成十八・十九年度の奈良県建設工事等競争入札参加資格の土木一式工事がA等級Aグループとして位置づけられている者であること。

(2) 経営事項審査の結果における土木一式工事の平均完成工事高(消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額)が予定価格の共同企業体構成員数分の二以上であること。

(3) 過去十年以内に竣工したNATM工法によるトンネル工事の元請実績を有すること(特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が二〇パーセント以上、その他の構成員にあつては出資比率が一〇パーセント以上の場合に限ります。)。又は奈良県が実施するNATM工事技術講習修了者で技術講習終了整理簿に登録されている者を有すること。

<p>と。</p> <p>(4) 次の条件をすべて満たす監理技術者又は主任技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。</p> <p>ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>イ 過去十年以内に竣工したNATM工法によるトンネル工事の従事経験を有する者又は奈良県が実施するNATM工事技術講習修了者で技術講習終了整理簿に登録されている者であること。</p> <p>ウ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証明書」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>エ 入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>9 この工事に係る技術提案が適正であること。</p> <p>第三 入札手続等</p> <p>一 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>1 交付期間 平成十九年十月三十一日(水)から同年十一月十三日(火)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)(の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除きます。))</p> <p>2 交付場所 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地 奈良県土木部道路建設課総務契約係(奈良県分庁舎六階) 電話 〇七四二一七四九三(直通)</p> <p>3 費用 無償とします。</p> <p>4 その他 入札説明書は、奈良県ホームページにも掲載しています。</p> <p>二 競争入札参加資格の確認</p> <p>この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>1 提出期間 平成十九年十一月十二日(月)及び同月十三日(火)の午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)</p> <p>2 提出場所 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町二番地 奈良県分庁舎 階下会議室</p>	<p>3 提出部数 各一部</p> <p>4 提出方法 持参に限りませす。</p> <p>5 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>三 設計図書等の閲覧</p> <p>1 日時 平成十九年十一月一日(木)午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)</p> <p>2 場所 〒六三〇一〇〇四 五條東今井五一一一三 奈良県土木事務所入札室 電話 〇七四二一三二二五(直通)</p> <p>四 設計図書等の貸与</p> <p>1 日時 平成十九年十一月二日(金)から同月二十二日(木)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)</p> <p>2 場所 〒六三〇一〇〇四 五條東今井五一一一三 奈良県土木事務所庶務課工事係</p> <p>3 一日単位で貸し出します。</p> <p>五 技術提案書の提出期限等</p> <p>1 二に定める競争入札参加資格の確認を受けた者は、知事の定める様式により、入札説明書等を参考として、適切な施工計画を立案し、次の内容を示した技術提案書を知事に提出すること。</p> <p>(一) 施工計画</p> <p>(二) 企業の施工能力等</p> <p>2 提出期限 平成十九年十一月二十二日(木)午後四時まで</p> <p>3 提出場所 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地 奈良県土木部道路建設課総務契約係(奈良県分庁舎六階)</p> <p>4 提出部数 各一部</p> <p>5 提出方法 持参に限りませす。</p> <p>6 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。</p> <p>7 技術提案書の記載内容が適正でなく(未記載を含みます。)、採用されない旨の通知を受けた者は、この入札に参加することができません。</p> <p>六 入札の手続及び開札の日時等</p>	<p>1 入札書は、郵便により提出すること。</p> <p>郵便は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「一月十日開札 一般国道一六八号地域連携推進事業(国道改築)(仮称川津第二トンネル)第二一〇改一三号 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県土木部道路建設課長あての親展として、平成二十年一月九日(水)午後五時まで(期限までに到着したもののみ有効)に二に定める場所へ到着するようにしなければなりません。</p> <p>2 開札の日時 平成二十年一月十日(木) 午前十時</p> <p>3 開札の場所 奈良市登大路町二〇番地 第五〇会議室</p> <p>七 入札に係る金額の記入方法</p> <p>入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に出該金額の五割に相当する額を加算した金額(当該金額に一口未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>八 入札執行回数</p> <p>入札執行回数は、一回とします。</p> <p>第四 その他</p> <p>一 入札保証金及び契約保証金 免除とします。</p> <p>二 入札者に要求される事項</p> <p>入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>三 入札の無効</p> <p>第二に定める競争入札に参加する資格のない者とした入札、競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日</p>
--	--	---

までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第二に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

四 契約書作成の要否

要します。

五 落札者の決定方法等

1 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。

- (一) 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を30点として評価するものとし、
- (二) 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
技術提案に係る項目 (二四点)	工事的目的物の性能・機能の向上に関する項目	道路トンネルについての、初期性能の持続性、強度、安定性及び構造物の維持管理性を考慮した施工時の創意工夫の提案
企業の施工能力等 (六六点)	企業の施工能力	工事成績評定点及び表彰実績
配置予定技術者の能力		同種工事の施工経験及び技術者表彰実績
	社会的要請の対応に関する項目	周辺の環境に配慮した掘削時の施工方法の提案
	環境維持対策の項目	現道交通への影響を軽減させる安全対策及び環境維持対策の提案

社会貢献・地域貢献	災害・ボランティア活動実績
-----------	---------------

- (三) 価格と価格以外の要素もたらず総合評価は、入札参加者の「標準点」と右記によつて得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもつて行います。
- (四) 詳細は、入札説明書によりします。

2 落札者の決定方法等

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第三の五の1の技術提案書の内容が適正である者のうち、1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

なお、調査基準価格を下回る入札を行った者は、別途定める要領に規定する書類を開札の日から起算して八日以内(日曜日及び土曜日を含む。)に入札執行者に提出するとともに、契約審査会が行う事情聴取に応じなければなりません。当該書類が提出されない場合及び事情聴取に応じない場合は、失格となります。

また、評価値の最も高い者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

六 別に配置を求める技術者

1 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、八の2で定めるところにより設定された調査基準価格を下回った価格をもつて契約する場合において、落札した共同企業体を構成する建設業者のうち一人以上が、奈良県土木部発注工事で、開札の日から過去二年以内に完成あるいは開札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、監理技術者と別に、第二の1の8の(一)の(4)のウ及びエに定める要件を満たす技術者を、専任で一名現場に配置しなければなりません。

- (一) 六五点未満の工事成績評定を通知された場合

- (二) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合(軽微な手直し等は除く。)
- (三) 品質管理又は安全管理に関し、指名停止を受け、又は事業担当課長、出先機関の若しくは総務監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合

四 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合

2 当該技術者は、施工中は、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとし、

3 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に事業担当課長又は出先機関の長に通知してください。

七 本契約の成立

1 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとし、

2 落札決定後、議会の議決までの間に、落札した共同企業体を構成する建設業者のうち一人以上が、入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を失った共同企業体構成員又は指名停止を受けた共同企業体構成員を除いて協定書を変更した場合において、変更後の共同企業体構成員が、代表者を含め二人以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

八 予定価格の額及び調査基準価格の算出方法

1 この工事の予定価格は、一、六六八、一九八、〇〇〇円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。

2 この工事の調査基準価格は、次の算式により設定されます。ただし、この算式により算出された金額が、予定価格の二〇分の八・五を超える場合は、予定価格に二〇分の八・五を乗じて得た額とし、予定価格の三分の二に満たない場合は、予定価格に三分の二を乗じて得た額とします。

$$\text{調査基準価格} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \times \text{調査基準価格} \times 1.5 \times 1.05 / 100$$

九 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等  
 千六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

<p>奈良土木部道路建設課総務契約係(奈良県庁舎六階) 電話 〇七四二一二七-七四九三</p> <p>十 技術提案書に関する問い合わせ先 〒630-8150 奈良市登大路町三〇番地 奈良土木部道路建設課技術審査係(奈良県庁舎六階) 電話 〇七四二一二七-七四九四</p> <p>十一 その他 詳細は「入札説明書」によります。</p>	<p>業体(といひます。)による参加とします。</p> <p>第3 競争入札に参加する者に必要資格 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうちPC橋(上部工)の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第4の2に定める競争入札参加資格の確認を受け、第4の3に定める技術提案書を提出したものが、この入札に参加することができます。</p> <p>なお、共同企業体を構成する建設業者(以下「共同企業体構成員」といひます。)は、2以上の共同企業体の構成員となることはできません。</p> <p>1 共同企業体構成員の資格要件 次の条件をすべて満たしていること。</p>	<p>法に基づき更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第25号)附則第2条による廃止前の決議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>(7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき再生手続開始の決定を受けた者であつても、再生計画の認可を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>(8) 建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査(有効期間内)にある直近のもの。以下、「経営事項審査」といひます。)の結果における土木一式工事についての総合評定値(土木一式工事の内訳であるプラント・コンクリート工事についての総合評定値をいひます。)が、1,100点以上であり、かつ、過去10年以内にこの工事と同種かつ同規模以上の元請施工実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限ります。</p> <p>なお、同種とは連続箱桁橋及び連続中空床版橋のことを、同規模以上とは請負金額が29億円以上、形式が連続箱桁橋にあつては3径間以上、連続中空床版橋にあつては10径間以上、橋長が連続箱桁橋にあつては125m以上、連続中空床版橋にあつては294m以上であることをいひます。</p> <p>(9) 経営事項審査の結果における土木一式工事の内訳であるプラント・コンクリート工事の平均完成工事高(消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は当該平均完成工事高に100分の10.5を乗じて得た額)が、共同企業体代表者にあつては予定価格の3分の2以上、その他の共同企業体構成員にあつては予定価格の共同企業体構成員数の1以上のものであること。</p> <p>(10) 共同企業体構成員のすべてが、PC橋(上部工)工事の元請実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限ります。</p> <p>2 共同企業体の資格要件</p>
<p>建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、公告します。</p> <p>なお、この公告に係る調査は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。</p> <p>また、この工事は、予定価格の事前公表を行う土木工事です。</p> <p>平成19年10月31日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p> <p>第1 競争入札に付する事項</p> <p>1 工事名 一般国道308号 交通連携推進事業(国道結節点改築) 工事 (仮称)大宮高架橋橋梁上部工その1)</p> <p>工事番号 第2-1-橋-4</p> <p>2 工事場所 奈良市宝来町から菅原町まで</p> <p>3 工事概要 工事延長 L=808m 橋梁上部工 4橋</p> <p>PC3径間連続箱桁橋 L=125m PC6径間連続中空床版橋 L=177m PC7径間連続中空床版橋 L=212m PC10径間連続中空床版橋 L=294m</p> <p>4 工事期間 第5の8の奈良県議会の議決後約12か月間</p> <p>第2 競争入札の参加方法 建設業者2名、3名又は4名で構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企</p>	<p>(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といひます。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置(以下「指名停止」といひます。)を受けていないこと。</p> <p>(4) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の委任者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>名称 株式会社オオバ 所在地 東京都目黒区青葉台4-4-12-101 名称 株式会社バスコ 所在地 東京都目黒区東山1-1-2</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件)以下「旧更生事件」といひます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といひます。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧</p>	



<p>共同企業体構成員の出資比率は、2者の場合はいずれも30%以上、3者の場合はいずれも20%以上、4者の場合はいずれも15%以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大であること。</p> <p>3 配置予定技術者の要件</p> <p>共同企業体構成員のすべてが、次の条件をすべて満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、共同企業体の代表者において配置すること。</p> <p>(1) 一般土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>(2) 過去10年以内、竣工したPC橋(上部工)工事の従事経験を有する者であること。</p> <p>(3) 入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(4) 監理技術者を置くことが必要な工事については、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>第4 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成19年10月31日から同年11月13日まで(日曜日及び土曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 交付場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県土木部道路建設課総務契約係(奈良県庁舎6階) 電話 0742-27-7493(直通)</p> <p>(3) 費用 無償とします。</p> <p>2 競争入札参加資格の確認</p> <p>この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 提出期間 平成19年11月12日及び同月13日の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 提出場所 奈良市登大路町12番地 奈良県北分庁舎2階F会議室</p>	<p>(3) 提出部数 各1部</p> <p>(4) 提出方法 持参に限りませう。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>3 技術提案書の提出等</p> <p>(1) 2に定める競争入札参加資格の確認を受けた者は、知事の定める様式により、入札説明書等を参考として、適切な技術提案に係る項目を立案し、その内容を示した技術提案書を提出しなければならない。</p> <p>(2) 提出期限 平成19年11月22日 午後5時</p> <p>(3) 提出場所 奈良市登大路町30番地 奈良県土木部道路建設課総務契約係</p> <p>(4) 提出部数 各1部</p> <p>(5) 提出方法 持参に限りませう。</p> <p>(6) 技術提案書に関するヒアリング等 日時については、別途通知とします。</p> <p>(7) 作成、提出、ヒアリング等に係る費用 提出者の負担とします。</p> <p>4 入札の手続及び開札の日時等</p> <p>(1) 入札書の提出は、書留郵便に限りませう。この場合において、入札書は二重封筒とし、表封筒に「11月10日開札 一般国道308号交通建設推進事業(国道結節点改築)工事(仮称)大宮高梁橋橋梁上部工その1)第2-1-1橋-4号入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と見積書資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県土木部道路建設課長あての親展として平成20年1月9日午後5時まで(期限までに到着したもののみ有効)に1の2に定める場所へ到着するようにしていただく。</p> <p>(2) 開札の日時 平成20年1月10日 午後1時</p> <p>(3) 開札の場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁舎5階 第50会議室</p> <p>5 入札に係る金額の記入方法</p> <p>入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p>	<p>6 入札執行回数</p> <p>入札執行回数は、1回とします。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 免除とします。</p> <p>3 入札者に要求される事項</p> <p>入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効</p> <p>第3に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札及び入札説明書交付時に配布する国際競争入札心得を示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第3に掲げる資格のない者の行った入札は、無効とします。</p> <p>5 契約書作成の要否 要しませう。</p> <p>6 落札者の決定方法等</p> <p>(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準</p> <p>この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加算減点基準は、次のとおりとします。</p> <p>ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を30点として評価するものとします。</p> <p>イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点にばいびと与えます。</p>
--	--	---

評価項目	加点基準	
技術提案に係る項目 ・機能の向上に関する項目 (2.4点)	工事目的物の性能・機能の向上に関して、初期性能の持続性及び構造物の維持管理性を考慮した施工時の創意工夫の提案	失った共同企業体構成員を除いて協定書を変更した場合において、変更後の共同企業体構成員が、代表者を含め2者以上(3者による共同企業体の場合)又は3者以上(4者による共同企業体の場合)であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。
社会的要請の対応に関する項目	安全かつ効率的な架設方法の提案 周辺生活環境に配慮した施工方法の提案	9 調停手続の停止等 この調停に関する苦情の処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。
企業の施工能力等 (6点)	企業の施工能力 工事成績評定点及び表彰実績 配置予定技術者の能力 同種工事の施工経験及び技術者表彰実績 社会貢献・地域貢献 災害協定の締結及び災害・ボランティア活動実績	10 手続における交渉の有無 無 11 予定価格の額及び調査基準価格の算出方法 (1) この工事の予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)は、2,919,493,500円です。 (2) この工事の調査基準価格は、次の算式により設定されます。ただし、この式により算出された金額が、予定価格の110分の8.5を超える場合は、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額とします。 調査基準価格 = (直接工事費 + 共通取付費 + 現場管理費相当額 × 1/5) × 1.05 / 1.00
ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行います。 エ 詳細は、入札説明書にあります。 (2) 落札者の決定方法等 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第4の3に定める技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、110の2で示す算式により設定された調査基準価格(以下「調査基準価格」といいます。)を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札	者とならない場合があります。 なお、調査基準価格を下回る入札を行った者は、別途定める要領に規定する書類を開札の日から8日以内(日曜日及び土曜日を含みます。)に入札執行者に提出するとともに、契約審査会が行う事情聴取に応じなければなりません。当該書類が提出されない場合及び事情聴取に応じない場合は、失格となります。 また、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を選定します。 7 別に配置を求める技術者 (1) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、落札した共同企業体を構成する建設業者のうち1者以上が、奈良県土木部発注工事で、開札の日から過去2年以内に完成あるいは開札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、第3の3の(1)、(3)及び(4)に定める要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置してください。 ア 6.5点未満の工事成績評定を通知された場合 イ 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合(ただし、軽微な手直し等は除きます。) ウ 品質管理又は安全管理に関し、指名停止又は事業担当課長、出札機関の長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合 エ 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合 エ 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合 (2) 当該技術者は、施工中は、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとします。 (3) 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に事業担当課長若しくは出札機関の長に通知してください。 8 本契約の成立 (1) この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。 (2) 落札決定後、議会の議決までの間に、落札した共同企業体を構成する建設業者のうち1者以上が競争入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を	12 奈良県建設工事等競争入札参加資格を有しない者の参加 第3に定める奈良県建設工事等競争入札参加資格を有していない者でこの公告に係る入札に参加しようとするものは、建設工事等に係る競争入札参加資格等に関する規程(平成8年12月奈良県告示第427号)に基づき、一般競争入札参加資格審査申請書を奈良県土木部監理課(平成19年11月12日まで)提出してください。 13 契約条項を示す場所、契約を担当する部署等の名称及び所在地等並びに申請書及び資料に関する問い合わせ先 第4の1の2)と同じ。 14 その他 詳細は、入札説明書にあります。 第6 Summary

<p>1 Contents of Contract: Reconstruction work on Nara Prefecture's route 308, including upper construction of the Ohmiya elevated bridge (tentative name.)</p> <p>2 Date for Application of Bids in Person 1:00 p.m. on January 10, 2008</p> <p>3 Deadline for postal bids: 5:00 p.m. on January 9, 2008</p> <p>4 For further information, please contact: Nara Prefectural Government Road Construction Division Civil Engineering Department 6th floor, Annex, Nara Prefectural Government Office 30 Noborijo-cho, Nara City, 630-8501 Japan Phone: 0742-27-7493</p>		
---	--	--

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―二三二―二〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。